４　宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「伝染性の疾病にかかつていると明らかに認められる」を「特定感染症の患者等である」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「とばく」を「賭博」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

第五条に次の一項を加える。

２　営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

２　厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならない。

３　厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第六条第一項中「職業」を「連絡先」に改める。

第十一条第一号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第二条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は許可営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（理容師法の一部改正）

第三条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした理容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（興行場法の一部改正）

第四条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「について」を「が当該興行場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該興行場営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）

第五条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「について」を「が当該浴場業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該浴場業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第六条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（美容師法の一部改正）

第七条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第八条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該事業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあっては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

３　前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（旅館業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、当分の間、新旅館業法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

２　営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

３　新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。